

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

武雄市は、佐賀県の西部に位置し、東経130度1分、北緯33度11分の地点にあって、東は杵島郡大町町及び白石町に、南は嬉野市に、西南は長崎県波佐見町に、西は西松浦郡有田町に、北は県立公園八幡岳を境に伊万里市、唐津市、多久市に接しており、東西19.4km、南北18.4kmで、総面積は195.40km<sup>2</sup>で、総人口47,570人（男22,687人、女24,883人）、世帯数は19,054世帯（令和5年7月末現在外国人含む）です。

本市は、北部の本市最高峰八幡岳（764m）、南部の杵島山、東部の鬼の鼻山及び西部の黒髪山、神六山に囲まれた地形で、西部が高くなっています。山間、山麓、平坦と複雑な地形をなしている。北西部は、若木町、武内町、山内町の小盆地を形成したその中央に松浦川が北流し、南部は、六角川が西川登町から細長く東に伸び、橋町、北方町の平坦部を流れている。また、西川登町小田志地区には、塩田川水系小田志川が流れている。

橋町から朝日町、北方町にかけての平坦部は、本市の穀倉地帯であるが、六角川は屈曲し有明海の干満差の影響（潮の逆流）と緩やかな河床勾配により、慢性的な災害常襲地帯となっている。松浦川は未整備地区が多く山間部からの雨水の流入によるはん濫が多く発生している。

地質は、河川沿岸が新紀沖積層から、山岳部は輝石安山岩、玄武岩、その他は第3紀層からなっており、丘陵地帯における第3紀層をおおった玄武岩地帯では地すべりの危険をはらんでいる。

②想定される災害リスク

（洪水：ハザードマップ、地域防災計画）

武雄市のハザードマップによると、武雄商工会議所事務所が立地する地域は、洪水に関するマップでは浸水想定が0.5m以上～3m未満地域であり、内水に関するマップでは浸水想定が1.0m以上～1.5m未満となっています。当市で発生する自然災害のうち、その大半は大雨によるものです。日降水量100mm以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、8月、9月の台風シーズンの順となっている。

令和元年佐賀豪雨に引き続き、令和3年8月の大暴雨でも武雄市では内水氾濫による大きな被害が発生し、2回の災害を受けています。当市は局地激甚災害の指定を受けるなど観測史上最大の降水量であったことから、甚大な被害を被ったところであり、今後も集中豪雨による内水氾濫により局地的な激甚災害は、十分に予想されます。

（土砂災害：武雄市地域防災計画、ハザードマップ）

武雄市ハザードマップによると、武雄商工会議所が立地する地域は土石流危険流域、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の警戒区域に指定されておらず土砂災害危険リスクは低い地域とされています。武雄町の周辺地域には、急斜地や土石流の特別警戒区域や急傾斜地や土石流の警戒区域が点在するほか、市内全域にわたり土砂災害危険箇所（土石流危険箇所・急傾斜危険箇所・地すべり）があり、山崩れ、がけ崩れが発生する危険性は高いと予想されます。特に、地すべり等防止法により、若木町の菅牟田地区、川内地区、東川登町の楠峰など危険地区的指定を受けています。

#### (地震：J-SHIS、武雄市地域防災計画)

武雄市の地震ハザードステーションの地震予測地図によると、当市は震度5強以上の地震が今後30年間で30%以上の確率で発生する地域もあります。

市地域防災計画では、市内には活断層は確認されていないが、県内及び周辺には14の活断層が存在し、特に、六角川沿いにおいては、軟弱な沖積層が広く分布しており、この地域で地震が発生した場合には、相当規模の被害が生じるおそれがあり、液状化現象の発生の可能性も考えられます。また、山間部においては、土砂災害危険箇所が多くあり土砂災害の発生の可能性も考えられます。

#### (感染症)

新型インフルエンザは、一定の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、市民のほとんどが免疫を有しておらず、全国的かつ急速なまん延により、多くの市民の生命及び健康だけでなく、地域経済にも重大な影響を及ぼす恐れがある感染症の発生については今後も予想されます。

#### (その他)

原子力災害については、武雄市は玄海原子力発電所から約30～50kmに位置しており、県地域防災計画で定める原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲には入っていませんが、避難者受入地域としての役目など、災害への対応が必要になると考えられます。

他の災害対策では、航空機事故や鉄道事故により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合の人命の確保、被害の拡大防止、軽減を目的としています。

また、林野火災や住宅密集地などにおいて大規模な火災が発生した場合に備えた予防対策と応急対策が必要だと考えられます。

#### (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,760社
- ・小規模事業者数 1,572社

	商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	建設業	275	小規模の各種専門業種の事業所が多い
	製造業	153	工業団地の進出企業の他、市内に点在している
	卸・小売業	379	ゆめタウン武雄、ロードサイド店舗が集積している
	飲食店・宿泊業	278	武雄温泉南部の旧市街地地域に集積している
	サービス業 その他	675	理美容業が多く、周辺地域からの集客も多い
	合計	1,760	1,572

※令和3年経済センサス参考

### (3) これまでの取組

#### ①武雄市の取組

- ・武雄市地域防災計画の策定（令和2年）
- ・武雄市国土強靱化地域計画の策定（令和2年3月）
- ・洪水・土砂災害警戒区域等の指定によるハザードマップの改定（令和3年）
- ・防災拠点の整備、防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄（資材・機材・物資・食料等）
- ・自主防災組織（各区）による防災訓練
- ・ハザードマップの各戸配布
- ・災害応援協定締結の推進と受援計画の策定
- ・武雄市業務継続計画（BCP）の策定

#### ②武雄商工会議所の取組

- ・事業者BCPや事業継続力強化計画に関する施策等の周知及び計画策定支援
- ・事業者BCPセミナー等についての周知
- ・災害時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援
- ・損保会社、県共済と連携した損害保険への加入推進
- ・武雄商工会議所の事業継続計画（BCP）の策定

## II 課題

災害時の取組について武雄商工会議所の事業継続計画（BCP）を策定しているが、職員への計画内容の情報共有が十分に出来ていないことや、災害対応に関する知識・ノウハウの蓄積が十分できていないことから、緊急時に対応できる体制が出来ていない。更には、近年災害が多発している中、災害に関しての損害補償・共済知識及び提案力を高めていく必要があると思います。

小規模事業者については、現状ではBCP策定や事業継続力強化計画策定の優先順位が必ずしも高くなく、計画策定の必要性の周知・啓蒙を行いながら、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う必要があると思います。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者をださないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知などを行う必要があると思います。

## III 目標

- ・管轄地区内の小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクへの対応の必要性を認識してもらい、災害発生時の対応計画策定の必要性を周知します。
- ・弊所事業継続計画（BCP）の更新及び共有化と、当所職員の災害対応に関する知識・ノウハウの習得に取組みます。
- ・災害に対応した保険や共済の普及、推進により小規模事業者の防災・減災対策を図ります。
- ・災害時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市の間における被害情報報告ルールを構築します。
- ・災害発生後速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また、管轄地域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染者拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築します。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

武雄商工会議所と武雄市の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施します。

### 〈1. 事前の対策〉

#### ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップやハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援等の活用）について周知します。
- ・会報や市報、ホームページ、SNS等において、国、県、市の施策や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要等紹介を行い、また事業者BCPや事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介等を行います。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施します。
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には当市や県のホームページ等から常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応することを周知します。
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染症に対しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施します。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内の換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供します。

#### ② 事業継続力強化計画の策定支援

- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画等の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について経営指導員や専門家による指導及び助言を行い、計画策定支援を行います。

#### ③ 事業継続計画の作成

- ・2021年7月に武雄商工会議所が作成した事業継続計画（BCP）を全職員で共有するとともに、災害に関する知識・ノウハウの習得、平時・緊急時に対応できる体制を構築します。事業継続計画は、必要に応じて更新を行います。

#### ④ 関係団体等との連携

- ・損害保険会社に専門家派遣を依頼し、BCP策定の必要性・BCP策定支援などの普及啓発セミナーや、災害に対応した損害保険・共済の紹介等を実施します。
- ・中小機構等の普及啓発ポスター等の提示依頼や、セミナー等を共催で実施します。

#### ⑤ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画や事業者BCP等取組状況を確認します。
- ・武雄商工会議所と武雄市で、状況確認や改善点等について定期的に協議します。

#### ⑥ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6強の地震や豪雨災害）が発生したと仮定し、武雄商工会議所と武雄市との連絡ルートの確認等を行います（訓練は年1回実施します）。

## 〈2. 発災後の対策〉

自然災害時等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で管轄地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡します。

### ① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、1時間以内に職員の安否報告（確認）を行います。  
(電話だけでなく、SNS等を活用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を武雄商工会議所と武雄市で共有します。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認（検温等）を行うとともに、事務所等の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行います。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行います。

### ② 応急対策の方針決定

- ・武雄商工会議所と武雄市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決めます。  
(豪雨における例) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警戒解除後に勤務する等。)
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決めます。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有します。

（被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な災害が生じているものと考えます。

- ・本計画により、武雄商工会議所と武雄市は以下の間隔で被害状況を共有します。

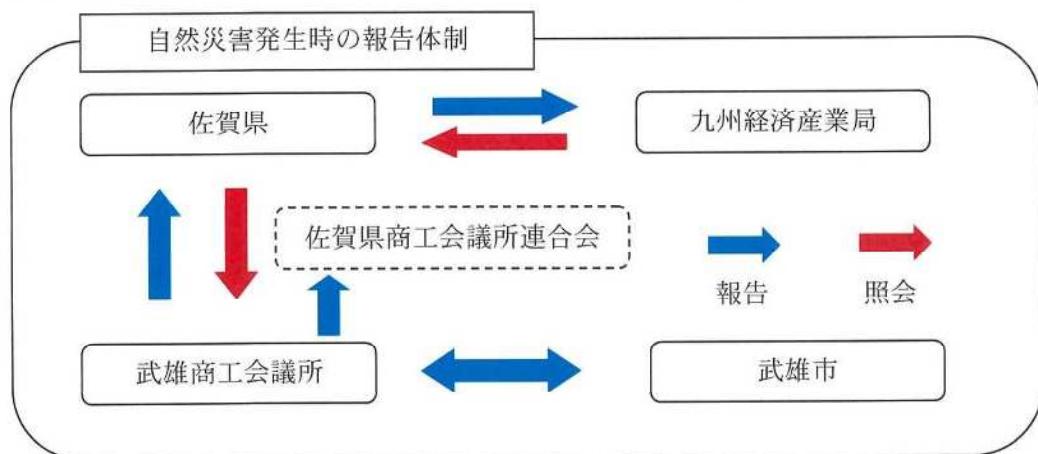
期間	共有頻度
発災後～2週間	発災直後は必要に応じ複数回共有し、2日目より1日に2回共有します。（必要に応じ頻度を増やします。）
2週間～1か月	1日に1回共有します。
1か月～2か月	1週間に1回共有します。
2か月～3か月	2週間に1回共有します。
3か月以降	1か月に1回共有します。

※災害の規模により共有頻度は協議のうえ変更する場合があります。

- ・「武雄市新型インフルエンザ対策等行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施します。

#### 〈3. 発災後における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築します。
- ・二次被害を防止するため、武雄商工会議所と武雄市で被害情報を共有し、被害地域での実施体制や支援活動について決めます。
- ・武雄商工会議所と武雄市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておきます。
- ・武雄商工会議所と武雄市が共有した情報を、県の指定する方法にて武雄商工会議所より県へ報告します。（武雄市より報告を行う場合もあり得ます。）
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、武雄商工会議所と武雄市が共有した情報を佐賀県の指定する方法にて武雄市より県へ報告します。



#### 〈4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・武雄商工会議所と武雄市で開設方法等について協議のうえ相談窓口を設置します。開設方法については、県とも協議を行います。（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置します）。
- ・相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、安全性が確保された場所かつ新型コロナウイルス感染所等の状況も検討し、あらかじめ協議した順位により設置します。
- ・管轄地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認します。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知します。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口を開設します。開設方法については、佐賀県とも協議します。（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置します）。

#### 〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

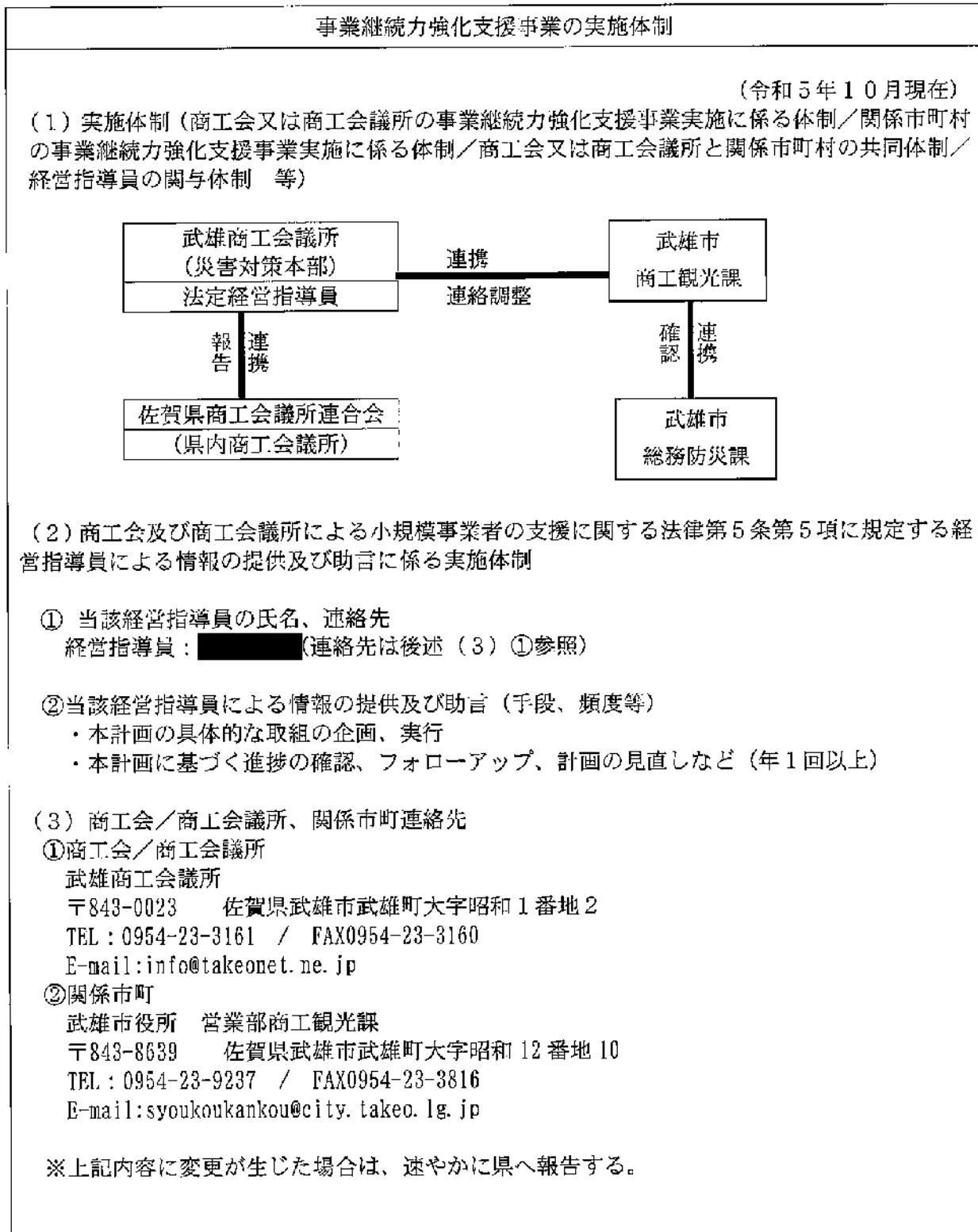
- ・武雄商工会議所、武雄市で協議のうえ、国や佐賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行います。

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内外からの応援派遣等を県や佐賀県商工会議所連合会に相談します。
- ・支援にあたっては新型コロナウイルスの状況も踏まえ、感染拡大の懸念等がある場合には、オンライン等を活用した支援も検討します。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告します。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
広報費(セミナー開催)	100	100	100	100	100
物資購入費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

- ・会費収入、事業収入、補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	